

保育ヘルパーの派遣に関する基準

(趣旨)

社会参加促進保育ヘルパー派遣要綱第4条第2項に規定する、保育ヘルパーの適切な派遣人数について、その基準を定める。

(保育ヘルパーの派遣人数)

保育ヘルパーは、次の基準により必要な人数を派遣する。ただし、対象児の年齢、人数、託児時間、託児ルームの環境等に応じ、基準を超えて派遣することができる。

- | | |
|---------|-----------------|
| ① 1～2歳児 | 2人に対し保育ヘルパー1人 |
| ② 3歳児 | 3～4人に対し保育ヘルパー1人 |
| ③ 4～6歳児 | 5人に対して保育ヘルパー1人 |
| ④ 障害児 | 1人に対して保育ヘルパー1人 |